

Weekly Report

第691号
令和5年3月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

本年4月から変わる主な制度等(税制以外)

◎土地利用等に関する民法の改正……①財産管理制度の見直し(所有者不明土地管理制度等の創設など)、②共有制度の見直し(共有物の軽微な変更は持分の過半数で決定できるなど)、③相隣関係の見直し(一定の場合に越境された枝を自ら切除できるなど)、④遺産分割の見直し(相続開始から10年経過後の遺産分割は原則、具体的相続分ではなく決定相続分によって画一的に行う)が実施されます。

◎相続土地国庫帰属制度の創設(※4月27日施行)……相続等によって土地の所有権を取得した相続人が法務大臣(法務局)に申請して承認を受けることで、土地(建物がある、土壌汚染があるなどは不可)を国に引き取ってもらえる制度が施行されます。

◎労働基準法の改正……①中小企業も月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を50%に引上げ、②賃金のデジタル払い(指定を受けた資金移動業者の口座への賃金支払い)が可能になります。

◎金融機関の監督指針の改正……民間金融機関は

融資において経営者等と個人保証を締結する場合に、保証契約の必要性などを個別具体的に説明し、記録することが求められます。

◎道路交通法の改正……①自動運転レベル4に相当する特定自動運行の許可制度の創設、②遠隔操作型小型車(自動配送ロボット等)を走行させる場合の届出制度の創設、③全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化が実施されます。

◎その他……*従業員1千人超の企業に男性の育児休業取得率等の公表義務付け、*雇用保険料率の引上げ、*出産育児一時金の引上げ、*高齢年金の繰下げ制度の一部見直し、*こども家庭庁の発足など。

インボイスの発行に必要となる登録番号

本年10月1日から消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度が施行されます。

令和5年度税制改正により、施行日からインボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者が本年4月以後に登録申請書を提出する場合でも、9月末までの申請は施行日が登録開始日となりますが、インボイスの発行に必要となる登録番号が記載された登録通知が届くまで一定の期間を要しますので、早めに申請する必要があります。

なお、登録番号は「T(ローマ字)+数字13桁」となり、法人の場合は「T+法人番号」ですが、個人事業者等はマイナンバーを用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号になります。

持続化補助金のインボイス特例が開始

小規模事業者を対象に、策定した経営計画に基づく販路開拓等の取り組みを支援する「小規模事業者持続化補助金」について、第12回公募の申請受付が開始されています。

今回から「インボイス特例」が創設されており、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する事業者を対象に、全ての申請枠で補助上限が50万円上乘せとなります。これにより特例対象者は、通常枠が最大100万円、賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠が最大250万円となります。